

JADA 発 17 第 084 号
平成 30 年 1 月 12 日

当機構加盟団体 代表者 各位

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
会長 鈴木 秀典
(公印省略)

アンチ・ドーピング教育啓発活動の更なる推進について

平素より、アンチ・ドーピング活動の推進にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

既にご承知の通り、国内で初めてとなる「禁止物質の投与（日本規程第 2.8 条）」に係るアンチ・ドーピング規則違反が発生致しました。第三者が、競技者に対して禁止物質を投与し、ドーピング違反に陥れる行為は「パラドーピング（paradoping）」とも呼ばれています。

今回発生したパラドーピングを受けた選手のケースにおいては、日本アンチ・ドーピング規程（以下、日本規程）第 10.4 条に定める「過誤又は過失が無い場合における資格停止期間の取消し」が適用され、資格停止は課されませんでした。他方、競技者自身に過誤又は過失が無い状況が認定されたものの、日本規程の定めに従い、競技成績は取り消される処分が課されています。

競技者は、自身が摂取する飲料やサプリメント等に厳格な責任を負うことが定められています。いかなる状況においても、自身が摂取するものに注意を払うことについて、あらためての注意喚起をお願い致します。

また、パラドーピングを行った側に対しては、日本規程第 2.8 条により、8 年間の資格停止が課されました。悪質性の高い違反に対しては、厳罰が課されることとなります。

我が国は、競技者をはじめ関係する皆様のご尽力により、自他共に認めるクリーンなスポーツ環境を誇っているところですが、今回のパラドーピング事件は、我が国が誇るクリーンな評価を歪めかねない重大な事件であったと考えております。

我が国においては、今後、2019 年、2020 年と国際的な大規模競技大会の開催が予定されており、自国開催に係る競技力向上のプレッシャーや、日本代表選手となることへの欲求・プレッシャーが増大していくことが想定されます。

この様な環境において、競技者や指導者におかれましては、フェアプレイの精神のもと、スポーツのフェアネスを社会に向けて発信していくロールモデルとなる役割が期待されているところです。

当機構が推進するアンチ・ドーピング教育啓発活動においては、スポーツの価値に基づくロールモデル教育を実践しておりますが、今後は、この領域の活動をさらに強化していく必要性を強く感じじるところです。各競技団体におかれましては、競技者及び指導者にむけたスポーツの価値に基づくロールモデル教育の実践において、これまでにも増して、活動を強化していただきますようお願い申し上げます。

なお、当機構としては、各団体と連携し、教育啓発活動の実施の支援を強化して参る所存です。活動の推進について、ご不明な点などございましたら、以下の担当部署までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】
担当部署 教育・情報グループ
電話：03-5963-5708 メール：eig@playtruejapan.org